



発行元：益田人事労務事務所 特定社会保険労務士 益田健史
〒672 8051 兵庫県姫路市飾磨区清水 121 番地 電話：079 243 1666

～人材適性検査～「CUBIC」を活用しませんか？

面接でのアシストとして、適性検査は統計的・客観的な評価結果の出る「CUBIC 適性検査」を活用しませんか？

一般的に会社の採用選考では、「書類選考」(年齢、学歴など属性を確認)「学力試験」「作文・小論文」「面接」「性格・適性検査」などによって合否が決定されていますが、面接は「70%程度重視する」に対して、学力試験や適性検査は「30%程度重視する」と回答する企業が多いようです。

当事務所でも「CUBIC 適性検査」の受付をいたしておりますので、ご連絡下さい。

お試しとして **1名無料** でさせていただきます。

価格 採用適性検査・現有社員適性検査 1人につき 2,100円(税込み)

社会保険総合調査の実際

(1) 調査の通知

年金事務所が総合調査を実施する場合は、あらかじめ対象となる事業所に書面を送付します。

調査の日時

書面到着後 2～3 週間後くらいの日時が指定されている場合が多いようです。都合が悪い場合は、日時を調整することも可能です。

調査会場

通常は年金事務所で行なわれますが、事業所に年金事務所職員が出向く場合があります。

持参するもの

法定三帳簿(労働者名簿、出勤簿、賃金台帳)の他に、源泉所得税領収証書、雇用契約書、就業規則・賃金規程、資格取得届、算定基礎届・月額変更届・賞与支払届の事業主控え等を持参するように記載されています。

用意すべき期間は、時効の関係から過去 2 年間分の用意を求められるケースもあります。

(2) 調査の実施

出きるだけ事業主本人が来所するよう年金事務所からの通知には記載しておりますが、事務責任者や社会保険労務士だけが向いても、特に調査上不利になるようなことはないと思われず。

調査の所要時間は被保険者 10 名程度の事業所で 30 分くらいが平均的ですが、さまざまな要因で変動します。よほど大きな事業所でなければ、年金事務所の職員 1 名または 2 名で調査を実施します。

調査は、事業所の基本情報を確認した上で、事業主が持参した書類と年金事務所データの整合性を確認し、各種届出が適正に行なわれているかどうかをチェックしていきます。

出勤簿等の入退社日と社会保険資格取得・喪失の整合性

賃金台帳の報酬額と標準報酬の整合性

賃金台帳、出勤簿と算定基礎届、月額変更届の整合性

賞与の支払いと届出の整合性

パートタイマー等の適用

高齢者の適用

(3) 最近の傾向等

社会保険の調査の対象はどのように選ばれるのでしょうか？まず、新規適用して間もない事業所は、いずれ近いうちに調査があると考えて間違いのないでしょう。かつては新規適用時の審査が厳しかったのですが、現在では新規適用の手続きを簡素化する代わりに適用後に調査を強化する傾向になっています。

また、算定などの届出に誤りがあった事業所や届出の遅延が多い事業所も調査の対象になる可能性が高いと思われます。その他の要因として、「社会保険人に加入してくれない」「年金定期便に記載されている報酬額が違う」等の従業員による申告がきっかけで調査が行われることがあります。

益田人事労務事務所のおすすめする 労務管理アプリケーション

ネット de 就業 (勤怠管理システム・タイムカードシステム)

- ・ 支店・営業所等々の複数の拠点の勤怠情報等を一箇所で管理
- ・ 指紋認証打刻、携帯電話による打刻も可能

ネット de 賃金 (給料計算ソフト)

- ・ 社会保険料などの確認は社労士事務所で行ないますので、安心して給与計算が出来ます。
- ・ ネット de 明細を使えば、給料明細のパソコンや携帯への配信が可能となります。

ネット de 規則

- ・ 就業規則や労使協定の日付別に閲覧、印刷が出来ます。
- ・ 就業規則の従業員への周知方法としてお使い下さい。

ネット de 台帳 (従業員労務管理システム)

- ・ 社員の住所、生年月日、入社日、社会保険の等級などの基本的な情報を検索、閲覧、印刷できます。
- ・ 社労士事務所と情報が共有できます。

事務所 業務内容

労災保険 雇用保険 健康保険 厚生年金 書類作成・提出代行
 就業規則、賃金規程等 諸規程作成
 労務管理、労務管理アドバイス
 労使紛争に関する法律相談
 給料・賞与 計算事務
 公的助成金申請
 人材適性検査(採用適性検査・現有社員適性検査など)



【お問い合わせ先】

益田人事労務事務所

〒672-8051 兵庫県姫路市飾磨区清水121番地
 TEL: 079-243-1666 FAX: 079-243-1667
 E-mail: sr-msd@tmail.plala.or.jp



「テレワーク」導入で企業にも従業員にもメリット

「テレワーク」の定義

震災を契機に改めて見直された「テレワーク」ですが、導入する企業、導入を検討している企業が徐々に増えているようです。

「テレワーク」は、「ICT(情報通信技術)を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方」と定義されており、「テレ(Tele)」=「遠い、遠距離の」と、「ワーク(Work)」=「働く」という言葉を組み合わせてきた言葉です。

「テレワーク」導入のメリット

導入のメリットとして、一般的には以下のことが挙げられます。

【企業にとってのメリット】

- (1) 業務が効率化できる
- (2) 優秀な人材を確保できる
- (3) 災害発生時の事業継続対策となる
- (4) 節電対策となる

【従業員にとってのメリット】

- (1) ワークライフバランスを向上できる
- (2) 通勤による負担を軽減できる
- (3) 地域参加の機会を増加できる

メリットの大きい制度

テレワーク導入時においては、「導入する際の就業規則の規定方法がわからない」「労働時間の管理方法が難しい」「情報セキュリティの面で心配」といった労務管理上の悩みや疑問がある場合が多いようです。

しかし、これらの問題をクリアすることができれば、企業にとっても従業員にとってもメリットの大きい制度だと言えるでしょう。

7月1日より「改正育児・介護休業法」が全面施行！

未対応の場合は早急な対応を！

厚生労働省は、“男女ともに仕事と家庭が両立できる働き方”の実現を目的として、2009年に「育児・介護休業法」を改正しました。これまで従業員数100人以下の中小零細企業については、短時間勤務制度などの適用が猶予されていましたが、7月1日からはすべての企業が対象となります。

7月1日から全面適用となる主な制度（全面適用となる主な制度は、次の通りです。）

- (1)「短時間勤務制度」
3歳までの子を養育する従業員に対しては、1日の所定労働時間を原則6時間に短縮する制度を設けなければなりません。
- (2)「所定外労働の制限」
3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、所定労働時間を超えて労働させてはいけません。
- (3)「介護休暇」
家族の介護や世話をを行う従業員が申し出た場合には、1日単位での休暇取得を許可しなければなりません。日数は、介護する家族が1人ならば年に5日、2人以上ならば年に10日となります。

就業規則等の見直しが必要
7月1日から新たに対象となる企業については、あらかじめ就業規則等に上記の制度を定め、従業員に周知しなければなりません。対応が済んでいない場合は施行日までに対応が必要ですので、ご注意ください。

不正受給問題が指摘される生活保護制度を見直しへ



生活保護の受給者数が過去最多

厚生労働省によると、2012年2月時点の生活保護受給者数が約209万人に上り、現行制度下において最大となり、また、2012年度予算案では3兆7,000億円が計上され、国の税収の約1割を占めるまでに費用が増大しています。

そのため、制度運用や審査基準が抱える問題点を指摘されるに至り、以下の対策の他、見直しに向け検討が進められています。

受給者の資産を金融機関の本店で一括照会へ

生活保護受給申請者の資産調査について、これまで各福祉事務所が本人申告をもとに各地域の金融機関の支店に行っていました。効率が悪く正確でない等の問題点が指摘されていました。厚生労働省発表によると、今年12月より全国銀行協会の協力を受けて、銀行など金融機関の本店に預貯金残額を一括照会する仕組みへと改めるそうです。

ソフトの改良により「医療扶助」の不正受給を監視

生活保護受給者の約8割に当たる169万人が受給する「医療扶助」は、窓口負担なしに医療機関で診療・投薬を受けられるため、医療過誤等の温床になっているとの指摘がありました。

厚生労働省発表によると、不正受給の事例を識別するのに手間がかかっていたソフトを改良し、電子化されたレセプト（診療報酬明細書）をもとに瞬時に見分けられるようにし、今秋から全自治体に導入するそうです。

その他見直し案に挙げられた項目

厚生労働省が作成した生活保護制度見直しの原案には、当面の対応として、(1)生活保護給付の適正化、(2)就労・自立支援の強化、今後検討を進めるものとして、(3)生活保護基準の検証・見直し、(4)自治体等の調査・指導権限等の強化、(5)「脱却インセンティブ」の強化（就労収入積立制度等）、(6)自治体とハローワークが一体となった就労支援の抜本強化等が挙げられています。

2013年度新卒採用でFacebookを活用する企業



47%が「効果あり」

企業が採用活動においてFacebookなどのソーシャルメディアを活用する場面が増えてきています。株式会社ギブリーが実施した2013年度新卒採用における人事担当者の意識調査（2013年度新卒採用においてFacebookを活用している143社が回答）の結果によると、新卒採用ツールとして「効果あり」と回答した企業が約47%に及ぶことがわかりました。

Facebookを利用したことによる効果

「Facebookページを運用することで、どのような効果があったか」という質問に対しては、以下の項目が挙げられています。

- (1) 社内のことや社員のことがわかってもらえた(41.3%)
- (2) 求人広告ではできないプロモーションができた(28.7%)
- (3) 採用ブランディングになった(18.2%)
- (4) 母集団が形成された(13.3%)
- (5) 会社の認知度が上がった(11.9%)
- (6) 求人広告では集まらない層の学生が来た(7.0%)

求人広告ではできないような双方向のコミュニケーションにより、学生に自社の“生きた情報”を発信し、理解してもらうことに一定の効果が得られたようです。

ページ制作に関しては自社制作と外注が約半数

Facebookページの制作についての質問に対しては、半数以上が外注としており、自社での作成は47.5%という結果となっています。外注先としては、「ソーシャル採用に特化した会社」が、求人広告・人材紹介などの新卒採用支援会社やWeb制作会社、広告代理店より多いようです。

今後も増加することが予想される

2013年度新卒採用においては、Facebookをはじめとしたソーシャルメディアの活用が企業側、学生側ともに注目されました。利用者数が増加している中で、今後も採用活動における活用は増加していくことが予想されます。より効果的なツールにしていくためには、さらに企業独自の工夫が必要になっていくことでしょう。

～ 今月のおすすめの1冊 ～



レバレッジ・リーディング 本田直之著 ～100倍の利益を稼ぎ出す ビジネス書「多読」のすすめ

ビジネス書を効率的・戦略的に読みこなす投資活動としての読書法について書かれています。訓練不要であなたの思考が劇的に変わる！本から得た知識は将来100倍の利益を生むとのこと。

本書では読書家になるための本ではなく、ビジネスで成功するための「ビジネス書」の読書の必要性を説いたものです。本書を読むと本を読む習慣をつけるきっかけとなります！

最近のニュース

生活保護問題で不適格医療機関を排除の方針 政府(6月14日)

政府は、今年3月時点の生活保護受給者が210万8,096人(前月比1万695人増)となり、9カ月連続で最多を更新したことを受け、指定医療機関の取消し要件を明確化する考えを示した。医療機関側による「過剰な検査」や「水増し診療」を防ぎ、医療費を抑制したい考え。

自民党が「基金解散」に公的資金投入容認案(6月14日)

自民党は、A I J投資顧問による年金消失問題を受けて厚生年金基金の改革案をまとめ、積立不足が深刻化している基金が解散する場合に限定し、公的資金投入を可能とする案を示した。母体企業の経営悪化や基金のさらなる運用失敗を防ぐのがねらい。民主党でも、今月末をめどに対策を取りまとめる考え。

「歳入庁」創設 2018年以降を目標(6月13日)

政府は、税金や年金保険料などの徴収を一元的に実施する「歳入庁」創設に向けた工程表を発表し、2015年をめどに強制徴収業務を国税庁に統合し、2018年以降に歳入庁を創設する方針であることが明らかになった。国税庁と日本年金機構との統合については、検討課題にとどまっている。

国民保険料の強制徴収業務 2015年前後に国税庁に移管(6月8日)

政府は、悪質な滞納者から国民年金保険料を強制徴収する業務を、日本年金機構から国税庁に移管する考えであることを明らかにした。移管時期は2015年前後の見通しで、徴収業務を国税庁に統合することにより保険料を集めやすくするねらい。

東電の企業年金減額で退職者の83%が同意(6月5日)

東京電力は、退職者(1万5,373人)に要請していた企業年金の給付減額について、約83%(約1万2,700人)の同意を得て、法定で必要な「3分の2以上」を上回ったと発表した。7月上旬をめどに厚生労働省に対して減額を申請する考え。

事務所からのお知らせ

いつもお世話になっております。社会保険労務士の益田です。

早いものでもう6月です。つい先日2012年が来たと思っていたら、気がつけば1年がほぼ半分終わっています。年を追うごとに時間が経つのが早く感じて、なんだか焦ってしまいますね。

6月は1年に一度の「労働保険年度更新」「社会保険算定基礎」の時期です。お客様には、全ての会社がこの期間に申請しなければいけないため、手続きがぎりぎりになってしまいご迷惑おかけしております。出来るだけ早くご報告ができるように頑張っておりますので、よろしく願いいたします。

特に労働保険の申告は、保険料納付も伴いますので納付のご準備をよろしく願いいたします。